

【シンポジウム・提言】

スポーツ仲裁・調停に なじむ紛争なじまない紛争

辻 口 信 良
(弁護士)

はじめに

このテーマでの発表を与えられたとき、まず、理論的にこのことを究明するのは、到底筆者の任ではないと自覺し、お断りしようと考えた。ただ、幸い筆者は、スポーツ法に関係する多くの学者・実務家の中でも、スポーツを巡る紛争や事件・相談に最も多く関わってきた内の一人だと思ったので、これまで筆者が関与してきた紛争等を列挙することはできると思った。そして、これらがどのような結果に終わったのか、その事実を知ってもらう中で、実際どれが「仲裁」や「調停」になじむのか、なじまないのか、特に今後携わると思われる若い諸君の考える題材にして貰えれば、辛うじて筆者の当面の責任は果たせるのではと考え、発表させて頂くことにしたのである。

今回、改めて、これまで携わった紛争や事件・相談を並べて見て、これらの相談に来られ、又、受任に至った経緯なども含め考えてみた。その結果、日本人は揉め事や悩みがあっても、できるだけそれを回避する傾向にあり、法的に争うことが嫌い若しくは苦手な国民だ改めて思った。

筆者の理解では、スポーツに限らず、紛争・トラブルに巻き込まれたとき、人々の対応としては、

- ①泣き寝入り
- ②実力による抵抗
- ③私的な話し合い

- ④調停
- ⑤仲裁
- ⑥訴訟

の対応が考えられるが、筆者の体験例からも、日本社会では概ね①②③で処理され、法的な処理である④⑤⑥は、殆んど利用されていないのが実情だと思われる。

1. 筆者が担当した紛争・事件・相談

以下、この20年位の中で、筆者が、同僚と実際に携わってきた紛争等を列挙する。

(1) 契約更改を巡るもの

①プロ野球

これには、1992年の日本で初のスポーツ代理人とされたF選手の件、95年に投手としてメジャーへ移籍し新しい地平を切り開いたN選手の件、機構側が事実上代理人を容認しない時期に、水面下で球団と交渉した件、2000年に機構側が代理人制度をしぶしぶ容認した以降の代理人として交渉した件などがある。この契約更改については、代理人の存在さえ事实上否定する、とても先進資本主義国の大義社会と思えない日本社会の実情を知る必要がある。典型例が渡邊恒雄氏の「巨人にはくだらん代理人を連れてくるやつはいないだろう、いたらそれだけで減俸だ」と言った暴言である。もっとも、当然のことであるが、機構側も球団側も、公式には一度も代理人が禁止されているとは言っていない（筆者　日弁連「自由と正義」1994年11月号29p）。

②サッカー

国際組織であるFIFAの一元的管轄下では、選手が代理人を付けることに、球団が法律上はもとより事実上も拒否するなどと言うことはあり得ない。勿論、代理人としての実質的な資格問題はあるが、筆者は、2002

年ワールドカップ日韓大会でのキャプテンM選手など、複数の選手の代理人を努めたが、代理人になること自体でいやな思いをしたことは全くなかった。むしろ、M選手の件では、彼がプレミアリーグへの移籍を希望し、日英双方のチーム間では実質的に話がまとったのに、英國の閉鎖的入国管理制度の下で、彼の移籍を果たせなかつた、そのことが心残りであった。

③ラグビー

日本代表のM選手が、2002年、契約更改を巡りトラブルになり、移籍に関する代理行為を受任したことがある。ラグビーでは現在でもそうだが、野球やサッカーのようにプロ契約が一般的ではなく、競技に専念しようとする少数の選手が、個人的にプロ化を宣言し、契約や契約更改等を行っている。M選手以外にも、関西の当時Aリーグ（現在はトップリーグ）の複数の選手が、企業の従業員を辞し、プロ化を宣言して交渉を始めようとしたことがあった。ラグビーの場合、プロと言っても年俸は、プロ野球選手は勿論、サッカー選手とも大きな隔たりがある現状下、筆者は大企業での雇用契約上の地位を捨ててのプロ化のリスク（選手生命期間・生涯賃金の問題）等を説明した。いずれにしても、その話し合いの中で、企業側が準備したプロ選手契約書が、ほぼ当該企業でのパート職員が締結する契約書のままだつたのに驚いたことがある。そして、プロスポーツ選手の契約主体としての地位が、まだまだ確立されていないと確認させられたのであった。

④バレーボール

日本リーグで活躍した女子選手であるが、膝の故障等があり現役続行が困難になった。その際、その関連会社のスーパーのレジ係に配属されそうになり、大きくて目立ちすぎると本人がいやがり、他の部所での仕事を希望したがかなえられないとのことでの相談だった。それはほとんど、いじめ・いやがらせの状態で、弁護士としては労働法上の問題としての法的措置も考えたが、彼女の父が事業をしており、父の会社の事務の仕事をすることになり退職した。嫁入り前なので余り騒がれたくないと言っておられた父の言葉が印象に残っている。

(2) 野球一般

①選手会との関係

1992～1994年頃、プロ野球選手会が、現在のように選手の利益団体としてきっちり機能していなかった時期、全体の選手会、及び各球団の選手会と種々の接触を持ち、いくつかの球団の選手会総会に呼ばれて、統一契約書・FA問題・代理人問題などの説明を行った。しかし、筆者らの実力不足で、個々の球団の選手会や選手会全体をまとめ、利益団体としての方向性を確立することができなかった。

②野球専門学校事件

2001年、関西での野球専門学校で、入学案内と実際の教育・設備・練習等に齟齬があり、退学した複数の生徒とその親御さんが、学校等を相手に損害賠償請求訴訟事件を提起した。この裁判は、大阪地裁で勝訴し（判例時報1828号68p）、その後、大阪高裁で和解した。この事件では、広告塔として学校側に肩入れしたとして、アマチュア野球界の大御所Y、Mの両氏も訴え、両氏は法廷に出廷し弁明された。両氏は学校側に利用されていた嫌いもあり、結局判決では、法的な注意義務を負うとまでは言えないとして責任は否定された。

③特待生の退学事件

いわゆる特待生として、中国・四国地方の私立高校に野球留学していた選手生徒が、練習中のアキレス腱断裂の怪我にもかかわらず退学を余儀なくされた。法的問題としては、学校側にかなり問題があると考えられるケースで、十分勝訴の見込める事案であり提訴も検討したが、生徒が自宅のある大阪の高校に転校できたので公にせずに収束させた。

④ボランティア野球監督の責任

プロ野球の経験者ではないが、学生時代に野球部に所属し、野球に自信のある男性が、ボランティアで日曜毎に近所の小学生に少年野球の指導をしていた。ある日の練習直後、子供たちが鬼ごっこをはじめ、付近に駐車

中の自動車を傷つけ、自動車の所有者から監督責任を追及された。子供の父母の監督責任との関係も含め紛争になった（民法714条）。

⑤トレーナーの解雇

関西のプロ野球球団の専属トレーナーが、契約終了を告げられた。契約書がありその文言では、1年毎の契約になっていたが、これまで何年間も特段契約の更新手続きもなく継続していたので、解約が納得できないとのことであった。しかし、具体的な法的紛争にまで至らず、結局自身で鍼灸の仕事を開業した。

⑥大阪近鉄バファローズ消滅とストライキ

2004年、プロ野球界再編を巡るバファローズ消滅と東北楽天ゴールデンイーグルス誕生の過程で、バファローズ消滅による球団数削減を阻止しようとの社会運動と二つの訴訟（大阪・東京）が提起された。法的には、いずれも選手・選手会側の不利益な形で終結した。但し、訴訟の帰趨とは別に、F選手会長の卓越した指導力によるプロ野球界初のストライキの影響等で、12球団制は維持された。

⑦部員の不祥事と高校退学事件

全国的に有名な硬式野球部を持つ近畿地方の高校で、万引き事件の容疑をかけられた部員が、退学を命じられたが、本人が否認したまま、退学ではなく退部の処分で終結した。刑事的な処分はされなかった。

⑧部員の不祥事と連帯責任

⑦とは別の、北信越地方の有名高校で、部員の暴力事件が発覚し、対外試合禁止を余儀なくされた。高野連の処分を待たずに、自主的に対外試合の自粛を決定する過程での相談があった。連帯責任をどの程度適用・甘受すべきか悩まされた事案である。筆者は連帯責任には極めて消極的なのだが、甲子園出場についての最終決定権を持つ高野連の強大さを強く意識させられた。

(3) サッカー

①高校サッカー落雷事件

1996年8月に大阪府高槻市で起こった、試合中の高校生が落雷に遭い重傷を負った事件。筆者が隣接の茨木市に居住している関係で、事故直後、関係者から法的問題について相談を受けた。その後の訴訟に経緯については、例えば判例時報1929号41p。尚、2008年中には、最高裁での破棄差し戻し後の高裁判決が出ると予測され、指導者の過失、注意義務違反についての重要な判例になると思われる。

②M選手イングランド・プレミアリーグ移籍問題

前述した通り、選手の海外移籍の挑戦が退けられた苦い経験である。

③Jリーガー解雇事件

発足間もない、Jリーグの複数のレギュラー選手が、監督批判をしたことが主な理由で解雇されたとして、訴訟等の相談を受けた。しかし、選手の何れもが、他のJリーグチームへ移籍することができたこともあり収束した。東海地方のサポーターの有志が熱く連絡をしてきたことが思い出される。

④大学サッカー部推薦入学事件

2000年、大学サッカー部の監督が、高校全国大会出場の選手に推薦での入学を約束しながら、格別理由もないのに大学が不合格となり、訴訟になったものである。選手は、一审の大蔵地裁で敗訴したが、大阪高裁では選手側が逆転勝訴した（判例時報1890号54p）。その選手や父親は、将来のJリーガーを目指しており、当該大学の入学は逸したもの、選手は幸い、ほぼ同等と思われる別の大学に入学し、サッカー部に所属できた。しかし彼は、4年間のクラブ生活では精彩を欠いたまま卒業したようで、結局Jリーガーへの夢は果たされずに終わった。本事件が、果たされなかつた夢とどのような関係にあるかは判然としない。

⑤外国サッカー留学事件

海外（南米）で、一流選手との試合や一流コーチの指導を受けることができるとの触れ込みでの1年間のサッカー留学を行ったが、発表前の広告と実際の落差が激しく、損害賠償を求めようとした。広告通りのサッカーの練習や試合ができると期待して行ったのに、実際は現地の学生らとの練習などで、債務不履行を理由とするものであった。相談の結果、時間、費用、経済的利益の問題などで、提訴にまで至らなかった。

(4) ボクシング

①プロボクシングジム開設事件

プロボクシングジム開設に際し、近隣事務所の同意が必要で、ある近隣事務所が高額（1000万円）のお金を支払わないと開設に同意しないと言つてきた。筆者らは、これは独禁法などに違反するとして公正取引委員会及び東京地方裁判所にそれぞれ排除や訴訟の申立を行つた。この事件は、結局相談者である開設者が、金員を支払わずにジムを開設することで終了した。（詳細は日弁連「自由と正義」1994年11月号74P）

②プロボクシングクラブ内の暴力行為

日本チャンピオンが暴力行為を行なったとして問題になった事件である。チャンピオンやジム経営者は、練習パートナーとしてスパーリングを行つただけだと弁解した。しかし、実際は練習に名を借りた暴力事件で、完全ないじめ状態での傷害行為と思われ、被害者は前歯折損等の損害を受けていた。民事・刑事の法的対応を検討したが、被害者が後難を恐れるなどして、結局口頭での謝罪程度で収束した。

③プロボクシング選手へのファイトマネー不払い

相談を受けたプロ選手の試合でのファイトマネーの支払いは、現金支払いが一部で、残りは当該試合のチケットを選手自身で売りさばくことによりファイトマネーに充てる形態だった。この形態は、試合のレベルや内容等にもよるが、プロボクシングでは一般的に行われている。ところが、ジ

ムのオーナーが、支払うべき現金を支払わずに事務所の閉鎖を企図した。オーナーは事実上の破産状態で、やむを得ずその選手は他のジムへ移籍した。金銭の回収はできなかった。

④ジム移籍問題

関西から東京への移籍を試みた選手が、その父親の主導で入札制による移籍を試みようとして相談の希望があったが、弁護士としての筆者の利害関係の問題もあり断った。その後、東京に移籍した彼らの粗暴な言動や試合中の反則行為等を巡り、ボクシング界やマスコミ界が、現在でも大きく揺れている。

⑤アマチュア選手の資格取消問題

金沢市の中学3年生がアマチュア規則違反の行為を行ったとして資格停止処分を受けたが、その処分の無効を確認し損害賠償を求めた事件。1審の東京地裁で敗訴した当事者からの依頼で、スポーツ問題研究会のメンバーが2審を担当。2007年、東京高裁で少年側は、損害賠償を得ることはできなかつたが、「連盟は、少年がアマチュアボクシング競技に参加できなかつたことを重く受け止め、遺憾の意を表明する」等の訴訟上の和解となつた。

(5) その他

①太田房江大阪府知事土俵入り問題

大阪府知事の太田房江が、三月場所の土俵上で府知事杯を渡すべく、(財)日本相撲協会と協議したが、「女性は土俵に上ることはできない」として、結局かなわなかつた。この問題でスポーツ問題研究会は、違法な男女差別、知事の公務に対する妨害などを理由に、その不合理性を訴え、相撲協会に公開質問状を送付したが、「大相撲界の伝統」という口上で寄り切られてしまつた。法的措置も考えられることはなかつたが、太田知事のパフォーマンスであるとの批判に、知事が身を引いた側面もあつた。

②バスケットボール球団消滅

関東のバスケットボール球団が消滅することで、消滅阻止に力を貸して貰いたいとの連絡を受けた。筆者らが関西において密に相談できないこと、法的対抗措置というより運動実体としての地域密着が大切との観点で、当該球団地域の青年会議所等に連絡をとり、支援をお願いした。

③ゴルフ場開場遅延と責任

パブル崩壊期、ゴルフ場の開場が不合理に長期間遅延し、納得できなかつた会員が、ゴルフ場会社とそのゴルフ場の会員募集に推薦文と写真を掲載した著名人を相手に、大阪地裁に契約解除と損害賠償を求めた訴訟。複数の著名人が被告であったためか、彼らがゴルフ場会社を叱咤して、会員の勝訴的和解になつた。

④テコンドー事件

後記仲裁事件。筆者が、大阪府のテコンドー協会の役員をしている関係もあり、気にかかった事件。

⑤身体障害者陸上競技事件

後記仲裁事件。筆者らは日本身体障害者陸上競技連盟側の代理人に就任した。連盟側に有利な仲裁判断だったが、代表選考等での事前の告知の必要性を意識させられた。又、アスリートの中で、大会への出場、就中パラリンピックなど、国際大会の出場に強い関心を持つ人達がかなりいることも分かつた。

⑥武道系クラブ内でのセクハラ

大学の武道系クラブでの顧問によるセクハラ事件。顧問による酒席での女子部員に対する猥褻な行為に対し、顧問が有名人であることもあって、主将はじめ男子部員も制止できなかつた。事実関係がはっきりしたとは言えないまま、顧問が退任して収束。

⑦パラグライダーの事故

強風下での大会強行の影響で、選手が風にあおられて墜落し、腰の骨を折るなどの重傷を負った。大会責任者への責任追及の相談であったが、結局受任せずに終わった。怪我自体が、重傷ではあったが回復できない程度ではなかった（後遺障害が残らなかった）こと、事件をこれ以上公にしたくない被害者側・加害者側双方関係者の動きがあった。

⑧中学体操選手の移籍

私立の体操クラブで練習を行っていた男子中学生が、他のクラブに移籍しようとしたが、指導者に止められた。そして、移籍を受け入れようとしていたクラブも、従前のクラブに遠慮して受け入れを断ってきた。狭い世界なので動きがとれなくなり、結局、高校生になるのを待つしかなかった。

⑨ゴルフでの国体出場問題

2004年、ゴルフの国体参加資格で、選手は予選会には1つの都道府県にしか出場できない趣旨の規定があるのに、その規定への無知から、複数の府県の予選会に出場した。そのため客観的には出場資格のある優秀な成績だったのに、結局どの府県からも出場できなくなった事件。本人は、事前の告知が十分とは言えない等の理由で、出場を認めるべきとの立場で、JSAAへの申立を行った。しかし、相手側である体育協会側が仲裁に応じなかつたため解決できなかった。ただ、本人も訴訟にまで発展させる気はないとのことで断念。

尚、本人はその後も成績優秀で、以後の国体に出場しているとのことがある。

⑩卓球選手のパブリシティ

卓球の女子選手が、スポンサー企業のために広告塔になっていたが、スポンサー契約を中途で不当に解約されたので、損害賠償請求はできないか、との相談であった。結論としては請求できる可能性はあるが、時間と労力と費用も必要である旨伝えた。選手は、訴訟になれば結局トラブルメーカー

の印象を、協会やスポンサー企業に与え、それは本意ではないとのことで法的な解決を断念した。

⑪プール事故での下半身不随事件

市立のプールでの練習中の事故。飛び込みに際しプールの底で頭部等を打ち、頸椎損傷で下半身不随になった16歳の少年の父からの相談。負傷した少年にも落ち度はあるものの、水量の問題を含め、プール管理上の問題、指導者の責任問題等、不法行為・債務不履行責任が問題となる事案と思われた。しかし、親族に当該市役所に勤務している者がいるなどを理由に、提訴等法的問題として処理することを断念した。

⑫レジャープール事件

2005年、小学校低学年の女児が、私立のレジャープールの水泳路の壁面に前頭部をぶつけた際、頭部を裂傷を負った。壁面に照明用のガラス窓枠があり、ガラス窓枠の取り付け部分に突起個所があって、その部分に衝突して裂傷を負ったのは、工作物責任に当たる等として訴訟になった。大阪地裁の1審では女児側のほう全面勝訴だったが、高裁で減額の上和解となった。

⑬山岳遭難

配偶者（妻）が冬山で遭難死した事故につき、残された夫が引率者への責任追及を検討した事案。しかし、亡くなった配偶者に「危険の引き受け」的要素が強かったこと、関係者への遠慮等もあり、訴訟に至ることを断念した。最近の中高年齢者の登山ブームの落とし穴だと考えさせられた事件だった。

⑭スポーツ振興宝くじ

制度導入に反対するグループから、法的に阻止することの可否の相談があり、立法政策の問題であり、司法的な異議申し立ては困難と説明し、お断りした。

⑯指導者としてのステップアップ

高校の球技種目で、卓越した指導力を發揮し全国大会を何度も制覇した監督が、2004年、大学での指導者として再出発すべく契約のオファーを受けた。筆者は、その要請に応え代理人として年俸やその他の契約条件について交渉した。

以上、筆者がスポーツに関連するとして関与した案件を列挙してみたが、一方、これらは、全てがスポーツ法特有の紛争等と言えるわけではなく、他方、この列挙が全てではない。筆者の記憶から抜け落ちている相談例もかなりある。後記分類にある「相談があったものの、その後の連絡がない事例等」がもっとあった筈である。

筆者がこの間、いろんな悩みや相談をその都度受けていたのは間違いないが、日々の一般事件の仕事に追われ、又、怠慢から、それらをきちんとデータとして残していない。そして、悩みの当事者としても、実際上はそれほど深刻な問題でないとか、手続きの煩雑さや解決までの時間、費用などの話しを聞き、1～2度の電話程度で終わっているものも多い。

因みにJSAAが発足する前は、最終的に争うとすれば訴訟しかなかつた。従って本当は原状回復等の処理が相談者の本意なのに、やむを得ず損害賠償請求事件に還元して訴訟を提起したこともあった。例えば、前記「大学サッカー部推薦入学事件」は、3年もかかった民事訴訟での勝訴判決よりも、入学が認められれば、それがベストの解決だったのである。

このように、筆者だけでもこれだけ多数の紛争や事件・相談があったのだから、全国各地でまだ埋もれている膨大な紛争等が存在するのは間違いない。その意味で、迅速・安価・公平に処理できるJSAAの存在を認知して貰うことは、スポーツでの法律的な悩みを解決するために大変重要である。

2. JSAA（日本スポーツ仲裁機構）の仲裁判断

さて、JSAAが2003年4月7日に設立されてから、これまでJSAAで仲裁事件として判断されたのは、以下7件の紛争である。

①ウェイトリフティング事件

②テコンドー事件

③身体障害者水泳事件

④馬術事件

⑤身体障害者陸上競技事件

⑥ローラースケート事件

⑦セーリング事件

これらの個別的内容を吟味するのが本稿の目的ではないので詳細は省略するが、7件の内、最初の事件として「不利益処分の取消請求」を求めた①を除き、後は全て「選手としての選考決定取消請求」を求めるものであった。その内、代表選考決定が5件で、強化指定選手選考決定が1件であった。そして、

(1) これらの「判断された事例」7件の他、

(2)「競技団体の合意が得られず、仲裁手続きに進めなかった事例」が3件、

(3)「仲裁申立の相談後、直接話し合いによる解決等をした事例」が6件、

(4)「相談があったものの、その後の連絡がない事例等」が18件

との報告がある（「スポーツ仲裁のさらなる発展に向けて」上智大学法科大学院報告書8p 2006年3月20日）。

いずれにしても、これまでJSAAで判断された事例で見る限り、筆者に対する設問との関係で言えば、選手としての選考を巡る問題が圧倒的に多く、なじみやすいと言えるのかもしれない。そして、JSAAの発足を促したと言える、シドニーオリンピックでの千葉すず氏の事件も又、選手選考を巡るものであった。

ただ、実際にどのような紛争が多かったのかは、判断までに至らなかつた(2)(3)(4)の各事例を、原資料から分析する必要がある。

3. JSAAの受け入れ態勢

ところで、実際にJSAAに多くの事件が持ち込まれ、集積が進めば、それを整理・分類することにより、仲裁になじむ、なじまない等の類型化

が可能になると思われる。しかし、関係者の多大な努力により設立されたJSAAが、実際には、なぜかほとんど利用されていない。これはなぜだろうか。

この答の一つは、JSAAの受け入れ態勢の過程・変遷にある。即ち、JSAAには、現在受け入れ態勢として

- (1) スポーツ仲裁規則
 - (2) 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則
 - (3) 特定調停合意に基づくスポーツ調停
- が用意されている。

(1) が、2003年から準備された基本となる手続きであり、その中には、特に緊急な場合、一人の仲裁人により判断される緊急仲裁手続きも含まれるが、いずれも「スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関がした決定について、競技者等が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立」である。

しかし、これでは適用範囲が限定されるため、2004年9月から、(2)の制度ができ、スポーツ紛争であれば限定なく受け付ける態勢になった。

そして更に、ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）認証第1号として、2007年に(3)の制度もできたのである。これは、スポーツに関する紛争についての当事者の話し合いの場に調停人が臨席し、公平な第三者として助言等を適宜することによって、当事者の円満な和解に迅速に至るように斡旋する手続である。

このように、当初受入れ窓口の狭かったのが、少ししか利用されなかつた理由の一つと思われる。しかし、順次受け入れの態勢が拡大されてきたにもかかわらず、実際上の受付事件は、依然として少ないので実情であると聞く。その理由について、例えばローザンヌに本部があるCAS（スポーツ仲裁裁判所）の場合も、発足した1986年の発足からしばらくは年間数件の申立しかなかったとか、JSAAの存在が、競技団体の行動を間接的にコントロールしている事実もあるなどとも指摘されている。

4. スポーツ仲裁・調停に、なじむ・なじまない紛争類型化の要素

これまでJSAAで具体的に判断・処理された案件が、わずかに7件である以上、帰納的観点から設問への類型化を試みるのは困難である。そこで、筆者の全くの思いつきで、類型化への要素と思われる事項を記載することとする。的外れかもしれないが、現在の筆者に思いつくのはこの程度である。仮にこれが、多少とも今後の研究のヒントになれば幸いである。

- ①少年、成年、高齢者
- ②女子、男子
- ③個人競技、団体競技
- ④国際試合、国内試合
- ⑤日本人選手、外国人選手
- ⑥記録競技、採点競技
- ⑦ボール系、格闘技系、競争系
- ⑧対チーム内、対チーム外
- ⑨横断系、垂直系
- ⑩アマ、プロ
- ⑪金銭系、地位系
- ⑫取消系、回復系、創造系
- ⑬物的証拠、人的証拠
- ⑭法律上の争訟性の有無

上記内容は、大体文字通りであるが、

- ⑨は、例えば選手間同士の場合と選手・指導者間の場合、
- ⑪は、金銭での解決可能な場合と、例えばオリンピック出場の場合の如くの地位にこだわりがある場合、
- ⑫は、例えば処分を取り消すだけか、元に戻すか、更に別途選出するか等、
- ⑬は書証や写真など物的証拠がある場合と、証人などの人的証拠しかない場合、
- ⑭は裁判所法3条を巡る問題、

これらが色々と組み合わされて、当初のテーマの類型に肉薄できるので

はと思う。いずれにしても、演繹的にではなく、多くの事例から帰納的に導かれるべき問題だと考える。

5. 閉塞状態の打開への方策

本学会に属している諸兄姉が、自身の所属する大学・弁護士会は元より、例えばスポーツ少年団との連携や各地域の体協などと協力して、種々の運動を推進されているのは知っているし、物事が軌道に乗るのが一朝一夕で行かないのも理解しているつもりである。

それにしても係争事件は少なすぎる。実際にスポーツに関連する紛争や悩みが無いとか少ないのなら良いのだが、筆者の事例からも明らかな通りスポーツを巡る大小さまざまな紛争や悩みがあるのは間違いない。JSAAが、人的体制はともかく物的体制特に予算面での制約があり、自前の情報機関やスポーツマンを持たないため市民に知られておらず、それが利用されない大きな理由だと思う。いかに研究者や実務家が努力して研究や学習を行っても、実際に悩める人たちがJSAAの門を叩かなければ、所期の目的は達成できない。

そこで最後に、問題提起の意味を込め、スポーツと法律に関する紛争等を、JSAAに持ち込んで貰うための装置ないし手段として、以下のことを提案する。

まず第一に、大学での「スポーツ法学」の講座設置を積極的に推進することである。筆者自身は、龍谷大学と関西大学で、10年間、非常勤講師として毎年半期の講座を担当させていただいている。大学の講座のあり方については素人なので、どうすれば採用されるのか分からぬが、現在どの位の大学で、講座があるのかの実態調査から始めてはどうだろうか。大学で「スポーツ法学」の講座を開講し、学生と一緒に語り、学ぶことで、一方、学生諸君に問題点を理解してもらえる。他方、彼らが社会人として巣立つ中で、スポーツの法的問題に直接・間接遭遇したときに、その内の何人かはJSAAを思い出し、扉を叩いてくれるであろう。

第二に、全国一斉の電話相談をやってみてはどうだろうか。年に2回程

度、球春と言われる春先と、スポーツの秋と言われ体育の日のある10月である。筆者らが、大阪で「スポーツ問題研究会」を運営していて、電話相談「スポーツの悩み・トラブル119番」を行った際には、マスコミ（TV・新聞）何社かの取材があった。そして報道して貰ったため、相談件数が増えたことがある。相談の中には、法律問題とも言えない事柄から深刻な相談までさまざまあり、マスコミに報道されなければ、社会的には、スポーツについての悩みも無いのと同じだと感じたものである。つまり、悩みや相談事、即ち需要を掘り起こすことが大切なのである。

その他にも、工夫を凝らして、社会におけるJSAA認知度を高めてゆくための日々の努力が必要である。そんな努力の積み重ねの中で、事件や相談の数を増やすことができ、そこから自ずと、仲裁になじむ・なじまない紛争の類型化が進むであろう。

以上

<本書は、2007年12月15日、「日本スポーツ法学会」で発表したものに加筆修正を加えたものである>

【注】

- (1) 本講演後に、2007年度から自由獲得選手制度は廃止されることが決定した。
- (2) 本講演後、2007年に西武ライオンズの不正な金銭授受が発覚し、再び罰則の議論が行われ始めた。
- (3) 2008年5月、女子カヤックフォアの北京オリンピックアジア地区最終予選会の日本代表選考をめぐる選手からの仲裁申立に対し、「申立棄却」「申立却下」の緊急仲裁判断（富島智雄仲裁人）が行われた。